

役員に対する報酬等の支給基準

学校法人阪和学園寄附行為に記載

第3章 役員及び理事会

(役員報酬)

第12条 役員は、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当を受け取ることができない。

- 2 この法人は、役員に対して、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。